

## 第3回安中市行政改革審議会会議録（概要）

【日 時】平成19年 3月 1日（木）午前9時30分～11時30分

【場 所】安中市役所 第201会議室

【出席委員】13名

【欠席委員】2名

【事務局】4名（総務部長、企画課長、行政改革係長、担当職員1名）

### 【配付資料】

会議次第

- 1 安中市行政改革審議会の会議の公開に関する規程
- 2 集中改革プラン（事務局叩き台案②）
- 3 前回会議会議録

### 【概 要】

1 開 会 司会進行：総務部長

2 挨拶 会長

配布資料確認 事務局

3 協議事項 議長：会長

- ・今回の会議から会議公開
- ・傍聴人から写真撮影の申請あり → 規程第9条により許可

#### （1）審議会の公開に関する規程について

説明（資料1）：事務局

- ・会議資料の公開について、「閲覧その他会長が定める方法」による（第2条）
- ・会議録の公開について、公開する記録は概要記録とする。内容確認は議長及び1人以上の委員の署名・決裁等による（第3条）
- ・本日（平成19年3月1日）から施行

#### 《会議資料の公開について》

- ・会議資料は協議過程のものであるので配布は行わず閲覧のみとする
- ・会議で決定した事項はホームページで積極的に公表していく

#### （2）集中改革プランについて

- ・事務局による説明（前回会議からの変更点等）

## 《内容について》

P 1

### はじめに

- ・「改革推進の頂点にある行政改革大綱」の「頂点」という表現を訂正する

P 2

### Ⅲ 集中改革プランの重点項目

- ・総務省の指導内容と同じ

#### ②民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

- ・指定管理者に限らず、広く民間委託を検討するという方針を示すべきであるので、「(指定管理者制度の活用を含む。)」を削除する
- ・民間委託は一つの方法であり、もっと広く、民に任せられるものは民へということを強調するため、「民間活力の活用」等、見出しの表現を改める

#### ⑤市町村への権限移譲、⑥出先機関の見直し

- ・県のプランに限られる項目であり、市の範囲ではないので⑤、⑥を削除する

P 3

### Ⅵ 集中改革プランの期間

- ・総務省の助言により、集中改革プランの期間は平成17年度から平成21年度まで、平成17年度に合併したところは平成18年度から平成21年度までとされている。したがって本市は平成18年度からとなるが、定員管理の基準日は同じく助言により平成17年4月1日とする。
- ・(2)は期間の説明ではないので、ふさわしい表現に訂正する

### Ⅶ 集中改革プランの公表

- ・できるだけ早く答申し、行政改革のために18年度から遡って効力を持つということを市民にある程度周知できるような期間に公表する必要がある
- ・3月下旬に会議を開催し、最終的な取りまとめ、答申、内部手続き、公表を行う。公表方法は、紙ベースだと時間がかかるので先にホームページで公表し、その後広報に掲載する
- ・ホームページによって速やかに公表することとする
- ・市民に納得してもらうことが一番重要なので、様々な方法で公表していくべき

P 4

### Ⅷ 集中改革プラン

#### 2 民間委託等の推進

- ・「全事務事業の洗い出し」の「洗い出し」という表現を具体的なものに改め、全事務事業の民間委託等の検討・実施についてを「①」とする
- ・公の施設の施設数を記載し、「①」を「②」とする

#### 3 定員管理の適正化

- ・H17.4.1の職員数を基準とし、H21年度まで純減に取り組んだ結果がH22.4.1の数値に反映されるため表は6マスあるが、5年間の計画となる

## 5 第三セクターの見直し

- ・やめるかどうかを検討することが原則なので、③「廃止、民間譲渡、完全民営化の検討」を①にし、①「職員の派遣の検討」が最初だと職員のことしか考えていないような印象を受けるので繰り返し下げる

P 5

## 6 経費節減等の財政効果

### ① 歳入確保策

- ・「市税4税のコンビニ収納」は、新たに税金を取られるという誤解のおそれがあるので、行政サービスの向上として、納税が便利になるという表現に改める
- ・市税以外の徴収金の歳入や未納、滞納への対策については大綱へ盛り込んで行く
- ・税の徴収について、安中市は徴収率が12市中11位という現状であり、今後税源移譲がなされるので徴収対策は重要である

### ② 歳出削減策

- ・「職員の削減」の「削減」という表現は言葉がきついで、「適正な人員配置による自然退職」等に改める
- ・P 5の2「民間委託等の推進」の訂正に整合して、ロ「民間委託等」にも事務事業の項目を追加する
- ・副市長を置かないことによる財政効果について、市長の政治的裁量の問題であるので、集中改革プランに歳出削減策として書く必要はないと思われるため、削除する

P 6

## X 集中改革プランの進行監理

- ・「監理」を「管理」に改める

### 《プラン全体について》

- ・体裁は解りやすくなった
- ・市民にできるだけ解りやすい記述を
- ・合併による社会環境の変化等、新安中市の方針を盛り込んだものを
- ・廃止、削減、統廃合等の語句が多く、暗い印象を受ける。指定管理者制度を導入して充実する部分や、合併して効率化した組織をつくる、職員は減るが資質を向上させる等、前向きな表現にすべき
- ・集中改革プランは改革によるサービスの向上が目的であるので、それに合わせた表現にすべき
- ・三セク、公の施設等の難しい文言には注釈・例示を入れたほうが解りやすい

### (3) 今後の予定について

説明：事務局

- ・3月下旬を目途に1回会議を開催する
- ・議会（～3/19）後に日程を調整する
- ・今回の意見を踏まえて整理・修正し、叩き台案③を作成。次回の会議で審議し、最終諮問案を決定する

- ・叩き台案③を事前に郵送する
- ・予定については事務局と各委員で調整する

#### (4) その他

説明：事務局

- ・会議録の公開について、会議公開規程第3条で「議長及び少なくとも1人の委員が記載内容を確認」と規定されているので、内容を確認する委員を選定してほしい
- ・議事録署名人を、名簿に基づいてその都度議長が指名する
- ・「少なくとも1人」であるので、希望者が確認できる手だてが必要
- ・委員が発言した趣旨を確認したい場合は、事務局に連絡し、確認することとする

#### 4 その他

- ・庶務連絡

#### 5 閉 会